

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 26 日

香川県計量検定所長 中塚 久善

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県計量検定所庁舎清掃業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

仕様書による

(4) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和 8 年 3 月 18 日午後 4 時まで提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（香川県計量検定所庁舎清掃業務）」とすること。

提出先：kagawa-keiryu@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

(1) 入札説明書の交付等

令和 8 年 2 月 26 日から令和 8 年 3 月 5 日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）

郵便番号 761-8031

香川県高松市郷東町 587-1

香川県計量検定所

電話番号 087-881-2517

FAX 087-881-1370

なお、直接交付が困難な場合は、「入札説明書等交付申請書」を提出し、その旨を必ず電話にて連絡すること。

提出先：kagawa-keiryu@pref.kagawa.lg.jp

(2) 現地確認

現地確認を希望する場合は、事前に電話で可能な日時等を確認すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月6日正午までに4に示した場所等に対し文書で行うこと。(FAXによる送付も可とするが、送信後必ず電話にて連絡すること。)

回答は、令和8年3月9日から令和8年3月11日までの間4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和8年3月9日午前9時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAX又はメールで送付する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月18日 午後4時

(2) 開札の日時

令和8年3月19日 午前10時

(3) 開札の場所

香川県計量検定所

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否 否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月11日午後3時までに入札（契約）保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年3月13日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に主たる営業所（本社、本店）を有する者であること。

(4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

こと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者

(6) 過去5年間に於いて本公告と同様の施設（本業務と同規模以上の施設等）における清掃業務受託実績があり、その業務を誠実に遂行していること。

(7) 社会保険等（労働保険、健康保険、厚生年金保険）に加入している者であること。（加入義務のない場合を除く。）

10 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、9の(3)、(6)及び(7)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月11日午後3時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和8年3月10日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月13日までに電子入札システムにより通知する。

(2) 要件を満たすことを証明する書類

① 9の(3)

主たる営業所（本社、本店）の写真（下記のいずれも）

- ・建物の全景（テナントビルの場合は、建物入口付近及び入居企業の案内板）
- ・屋外看板や郵便ポストなど当該営業所の営業実態が確認できるもの
- ・主たる営業所の内部（事務机、電話、FAX、パソコン、プリンターなどの事務備品及び書類の保管状況が確認できるもの）
- ・主たる営業所（本社、本店）付近の略図（営業所訪問ができる程度に詳細なもの）

② 9の(6)

- ・当該業務契約書の写し（履行が完全に終了したものに限り）

③ 9の(7)

ア 労働保険金に加入していることがわかる公的書類の写し（直近の支払がわかるもので、下記に例示するいずれか一つでよい）

- ・労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書（領収印があるもの）
- ・納付書（領収印があるもの）
- ・領収証書（領収印があるもの）
- ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
- ・労働保険事務組合が発行した納入告知書・計算書及び領収書
- ・労働保険料等納入証明書 等

※加入義務がない場合は、労働保険に加入義務がないことについての申立書（参考様式）

イ 健康保険及び厚生年金に加入していることがわかる公的書類の写し（直近の支払がわかるもので、下記に例示するいずれか一つでよい）

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・納入告知書・納付書・領収書（領収印があるもの）
- ・社会保険料納入確認書 等

※加入義務がない場合は、健康保険及び厚生年金保険に加入義務がないことについての申立書（参考様式）

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。また、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、参入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和 8 年 4 月 1 日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。